

邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月28日

邑 南 町

目次

1. はじめに	・・・ 1
(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	・・・ 1
(2) 取組の経緯	・・・ 1
(3) 町行動計画の作成	・・・ 1
2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針	・・・ 2
(1) 新型インフルエンザ等対策の基本方針	・・・ 2
(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	・・・ 3
(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	・・・ 3
3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・・・ 4
4. 対策推進のための役割分担	・・・ 4
5. 対策の基本項目	・・・ 6
(1) 実施体制	・・・ 6
(2) 情報提供・共有	・・・ 7
(3) まん延防止に関する措置	・・・ 7
(4) 予防接種	・・・ 7
(5) 医療	・・・ 10
(6) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置	・・・ 10
6. 発生段階	・・・ 11
7. 各段階における対策	・・・ 11
(1) 未発生期	・・・ 11
(2) 海外発生期	・・・ 13
(3) 県内未発生期	・・・ 15
(4) 県内発生早期	・・・ 17
(5) 県内感染期	・・・ 19
(6) 小康期	・・・ 21

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。また、未知の感染症には、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に制定され、平成25年4月に施行された。

(2) 取組の経緯

特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成17年に、WHOから「WHO Global Influenza Prepandemic Plan」が公表され、これに準じて厚生労働省は「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、数次の改定を行った。島根県においても同年「島根県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、平成21年4月、平成24年3月に改定を行った。本町においては平成21年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し同年4月に改訂を行った。

平成21年4月にメキシコで確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病原性が季節性並であったにもかかわらず、我が国でも一時的、地域的に医療資源、物資のひっ迫なども見られ、この経験を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓が得られた。

特措法は、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、平成24年5月に制定された。

(3) 町行動計画の作成

「邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）は、特措法第8条に基づき町域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や町が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、感染症の特性を踏まえ様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

2. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、また、新型インフルエンザ等の患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の能力を超えてしまうということを念頭に次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

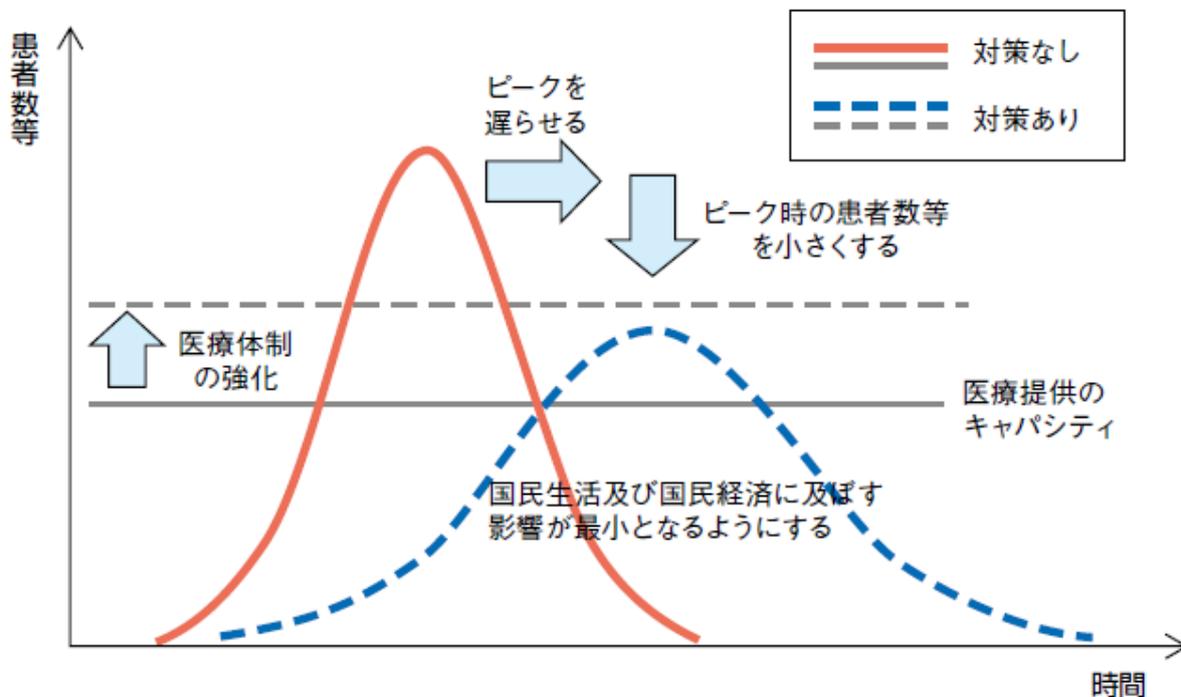
① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチンが製造されるための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

② 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の概念図>



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

町行動計画は、以上のような、政府行動計画及び県行動計画の考え方を踏まえて作成したものである。

(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

② 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

③ 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

④ 記者発表

新型インフルエンザ等の発生時における記者発表にあたっては、政府対策本部及び厚生労働省や島根県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

【参考】

※ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。

※ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

政府行動計画、県行動計画の被害想定を参考に、本町の被害想定を人口按分により推計すると次表のとおりとなる。

【新型インフルエンザが発生した場合の被害想定】

		国	島根県	邑南町
人 口		約 12,800 万人	約 70 万人	11,509 人 (H26. 10. 31)
患者数（人口の25%）		約 3,200 万人	約 18 万人	約 2,960 人
医療機関 受診者数	致命率：中等度	約 1,300 万人	約 7 万人	約 1,150 人
	致命率：重 度	約 2,500 万人	約 14 万人	約 2,300 人
入院患者数	致命率：中等度	約 53 万人	約 3,000 人	約 50 人
	致命率：重 度	約 200 万人	約 10,000 人	約 160 人
死亡者数	致命率：中等度	約 17 万人	約 900 人	約 20 人
	致命率：重 度	約 64 万人	約 3,000 人	約 60 人
1日あたりの 最大入院患者数	致命率：中等度	約 10.1 万人	約 500 人	約 10 人
	致命率：重 度	約 39.9 万人	約 2,000 人	約 30 人

※ 中等度：アジアインフルエンザ等を想定した致命率（0.53%）

重度：スペインインフルエンザを想定した致命率（2%）

4. 対策推進のための役割分担

（1）国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 島根県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し対応する。

新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため本庁に「島根県新型インフルエンザ等対策推進本部」及び「地区対策推進本部」を設置するとともに二次医療圏（以下、「圏域」という）においては、「地区推進会議」を設置する。

新型インフルエンザ等が発生（海外発生期）し、国が政府対策本部を設置したときには「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、必要に応じて「地区対策本部」を設置する。

(3) 邑南町

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、島根県及び他の市町村等と連携し、地域の実情に応じた対策を実施する。

新型インフルエンザ等が発生し、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言をしたときには特措法第34条に基づき邑南町対策本部（以下、「町対策本部」という。）を設置する。

(4) 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、6号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特措法第2条第7号）

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等発生前から従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行う。

また、発生時にはその活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 町民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況やワクチンの接種などの実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5. 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) 情報提供・共有」、「(3) まん延防止に関する措置」、「(4) 予防接種」、「(5) 医療」、「(6) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置」の6項目に分けて構成した。

各項目の詳細な対策については発生段階ごとに記述するが、以下に対策の概要を記す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生する前においては、担当課である危機管理課と保健課を中心に、事前準備の進捗を確認し、町一体となった取組を推進する。町対策本部設置後の実施体制は「邑南町地域防災計画」に規定される災害対策本部体制に準ずる。

また、町行動計画の作成に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

(2) 情報提供・共有

発生時の危機管理に対する情報提供だけでなく、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、いざ発生した時に町民に正しく行動してもらおう。特に児童生徒等に対しては、教育委員会等と連携して、学校が集団感染により地域における感染拡大の起点となりやすいことを踏まえ感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

新型インフルエンザ等の発生時には、詳細かつ具体的な情報提供、及び住民からの相談受付等を実施する。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせることで体制整備のための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が可能な範囲内におさめることにつながる。

以上を踏まえ、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることから、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(4) 予防接種

① 基本的な考え方

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることが想定されるため、本項目では新型インフルエンザワクチンに限って記載する。

町は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、町内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第28条に基づく特定接種や特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づく住民への接種を行う。

② 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

政府行動計画において、特定接種の対象となり得るものは、

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者で

あって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

ウ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、政府行動計画では、(1)医療関係者、(2)新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、(3)指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、(4)それ以外の事業者の順とすることを基本とするとされている。

事前に上記のような基本的な考え方により接種順位が整理されるが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、国は発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を政府対策本部において判断し、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他関連事項等が総合的に決定される。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や、亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが用いられることになる。

③ 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

④ 県に対する要請

町長は住民接種（予防接種法第6条第1項による予防接種）を行うため必要があると認めるときは、県知事に対し、特措法第46条第6項の規定に読み替えて適用する同法第31条第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

⑤ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みが出来たことから、緊急事態宣言が行われている場合については、住民に対する予防接種を予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）により行うこととなる。（特措法第46条）一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

なお、住民接種の接種順位については、政府行動計画において特定接種対象者以外の接種対象者について、以下の4つの群に分類するとともに、緊急事態宣言が発令されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国において決定する。

【国が示す4つの群の分類】

- ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む）
- ウ 成人・若者
- エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、一方で、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

〔考え方1〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）医学的ハイリスク者 （2）成人・若年者 （3）小児 （4）高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）医学的ハイリスク者 （2）高齢者 （3）小児 （4）成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）医学的ハイリスク者 （2）小児 （3）高齢者 （4）成人・若年者

〔考え方2〕我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）小児 （2）医学的ハイリスク者 （3）成人・若年者 （4）高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）小児 （2）医学的ハイリスク者 （3）高齢者 （4）成人・若年者

〔考え方3〕重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
（1）医学的ハイリスク者 （2）小児 （3）成人・若年者 （4）高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

(1) 医学的ハイリスク者 (2) 小児 (3) 高齢者 (4) 成人・若年者

⑥ 住民接種の体制

住民に対する予防接種については、町が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

⑦ 留意点

「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、政府対策本部の決定を受けて実施する。

(5) 医療

在宅で療養する患者の支援を実施する。

(6) 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。

6. 発生段階

新型インフルエンザへの対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことが出来るよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階で想定される状況と対応戦略を定める必要がある。

なお、本町は広島県との県境に接し、広島圏域との交流も日常的に行われていることを踏まえ、対応にあたっては広島県の状況にも十分注意する。

【国行動計画の段階、県・町行動計画の段階】

国行動計画の段階	県・町行動計画の段階
【未発生期】 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
【海外発生期】 海外において、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認された状態	
【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県において、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内未発生期】 国内において新型インフルエンザ等患者は発生しているが、島根県において患者が発生していない状態
【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【県内発生早期】 島根県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【県内感染期】 島根県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
【小康期】 患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態	

7. 各段階における対策

(1) 未発生期

① 実施体制

ア. 行動計画等の作成

・特措法の規定に基づき、政府行動計画及び島根県行動計画等を踏まえ町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

イ. 国・地方公共団体の連携強化

・島根県、他の市町村等と相互に連携し、情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

② 情報提供・共有

ア. 体制整備等

- ・新型インフルエンザ等に関する情報収集をし、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないよう必要な情報を的確に提供できる体制を整備する。
- ・新型インフルエンザ等に関する情報は、広報おおなんに掲載するほか、重要な情報は防災行政無線やCATV、ホームページでの周知を行う。
- ・新型インフルエンザ等発生時に設置する総合相談窓口の設置準備を進める。

③ まん延防止に関する措置

ア. 対策実施のための準備

- ・町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ. 水際対策

- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置等について、島根県その他関係機関との連携を強化する。

④ 予防接種

ア. 特定接種の位置づけ

- ・町は、町の地方公務員で、特定接種の対象となり得るものに対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

イ. 特定接種の準備

- ・町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。
- ・町は、第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- ・町は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力する。
- ・町は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- ・町は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

ウ. 住民接種の位置づけ

- ・住民接種は、全住民を対象とする（在留外国人を含む。）。

エ. 住民接種の準備

- ・町は、未発生期の段階から、接種が円滑に行えるよう以下に示す事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制の構築を図る。

- (1) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

- (2) 接種場所の確保（医療機関、公民館、学校、施設等）
- (3) 接種に関する住民への周知（接種券の扱い、予約方法等）
- ・住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。
- ・町は、ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- ・町は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。
- ・町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・町は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備等を確保する。

⑤ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 業務継続計画の策定

- ・新型インフルエンザ等発生時にも町民の生活支援を的確に実施できるよう、町自らの業務継続計画を策定する。

イ. 要援護者対策

- ・高齢者や障がい者等の要援護者を把握し、県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について具体的手続きを決めておく。

また、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

- ・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害者福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

- ・要援護者の登録情報を分析し、地域の実情に応じ、あらかじめ食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行うとともに、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）について、協力者への依頼内容を検討する。

ウ. 火葬体制の構築

- ・島根県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

エ. 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

(2) 海外発生期

① 実施体制

ア. 町対策本部の設置

- ・必要に応じ特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。

② 情報提供・共有

ア. 情報提供等

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合、国及び島根県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。
- ・情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対し、受取手に応じた情報提供手段を講じる。
- ・防災行政無線やCATV、ホームページ、総合相談窓口等を通して、地域の感染状況、県が設置する新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。

イ. 総合相談窓口の体制

- ・新型インフルエンザ等に関する総合相談窓口を設け、適切な情報提供や疾患に関する相談、生活相談等広範な内容について対応できる体制を整備する。

③ まん延防止に関する措置

ア. 感染対策の実施

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう呼びかける。

④ 予防接種

ア. 特定接種の実施

- ・国が特定接種を実施することを決定した場合、町は、国と連携し、町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

イ. 特定接種の広報・相談

- ・町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

ウ. 住民接種の準備

- ・町は、国が特措法第46条に基づく住民接種、又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定した場合に備え、国、県等と連携し、予防接種を実施するための準備を行う。

⑤ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者等へ連絡する。

イ. 遺体の火葬・安置

- ・島根県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できるよう臨時遺体安置所の確保ができるよう準備を行う。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

(3) 県内未発生期

① 実施体制

ア. 町対策本部の設置

- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。
- ・必要に応じ特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。

② 情報提供・共有

ア. 情報提供等

- ・国及び島根県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報等について情報提供する。

イ. 総合相談窓口の体制

- ・総合相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

③ まん延防止に関する措置

ア. 感染対策の実施

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう呼びかける。

④ 予防接種

ア. 特定接種

- ・町は、国、県と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進める。

イ. 住民接種の実施

- ・パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

(以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種(新臨時接種)両方の留意点について記載してある。)

- ・町は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、公民館・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。

- ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、場合によっては通院中の医療機関において接種することも考える。

- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行う。
- ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらずに接種を行う。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考える。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

ウ. 住民接種の広報・相談

- ・町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供していく。

エ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

オ. 住民に対する予防接種の実施

- ・町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ・住民に対する予防接種実施についての留意点は県内未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

カ. 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - (1) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - (2) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - (3) ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - (4) 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - (1) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - (2) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく

伝える。

(3) 接種の時期、方法など、国民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

・町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

⑤ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 要援護者対策

- ・計画に基づき、要援護者対策を実施する。
- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び島根県、関係団体と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

イ. 水の安定供給

・水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

ウ. 生活関連物資等の価格の安定等

・町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(4) 県内発生早期

① 実施体制

ア. 町対策本部の設置

- ・必要に応じ特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。
- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

② 情報提供・共有

ア. 情報提供等

・国及び島根県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報等について情報提供する。

イ. 総合相談窓口の体制

- ・総合相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

③ まん延防止に関する措置

ア. 感染対策の実施

- ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう呼びかける。

④ 予防接種

ア. 住民接種の実施

- ・町は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

- ・住民接種実施についての留意点は県内未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ. 住民接種の実施

- ・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

- ・住民に対する予防接種実施についての留意点は県内未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

- ・住民接種の広報・相談については、県内未発生期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

⑤ 医療

ア. 在宅で療養する患者への支援

- ・患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び島根県、関係団体と連携し、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した場合の対応を行う。

⑥ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 要援護者対策

- ・計画に基づき、要援護者対策を実施する。

- ・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び島根県、関係団体と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

イ. 遺体の火葬・安置

- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存

を適切に行う。

・島根県と連携して、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

なお、非透過性納体袋については、島根県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ．水の安定供給

・水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

エ．生活関連物資等の価格の安定等

・町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(5) 県内感染期

① 実施体制

ア．町対策本部の設置

- ・必要に応じ特措法に基づかない任意の町対策本部を設置する。
- ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

② 情報提供・共有

ア．情報提供等

・国及び島根県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報等について情報提供する。

イ．総合相談窓口の体制

- ・総合相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

③ まん延防止に関する措置

ア．感染対策の実施

・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう呼びかける。

④ 予防接種

ア．住民接種の実施

- ・町は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接

種を進める。

・住民接種実施についての留意点は県内発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

イ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ. 住民接種の実施

・町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

・住民に対する予防接種実施についての留意点は県内発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

・住民接種の広報・相談については、県内発生期(緊急事態宣言がされている場合の措置)の項を参照。

⑤ 医療

ア. 在宅で療養する患者への支援

・患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び島根県、関係団体と連携し、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した場合の対応を行う。

⑥ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 要援護者対策

・引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。

・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び島根県、関係団体と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。

イ. 遺体の火葬・安置

・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

・島根県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。

・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、島根県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、島根県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

・町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び島根県に対して広域

火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ. 水の安定供給

・水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

エ. 生活関連物資等の価格の安定等

・町民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び島根県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び島根県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

オ. 遺体の火葬・安置

・国から島根県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。

・国から島根県を通じ行われる、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。

・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

カ. 要援護者対策

・国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

(6) 小康期

① 実施体制

ア. 町対策本部の廃止

・緊急事態解除宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を廃止する。

② 情報提供・共有

ア. 総合相談窓口の縮小

・状況を見ながら総合相談窓口の体制を縮小する。

③ 予防接種

ア. 住民接種の実施

- ・町は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。
- ・住民接種実施についての留意点は県内未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

ウ. 住民接種の実施

- ・町は流行の第二波に備え、国及び都道府県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。
- ・住民に対する予防接種実施についての留意点は県内未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- ・住民接種の広報・相談については、県内未発生期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照

④ 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

ア. 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び島根県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

イ. 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・国、島根県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。